

今後の検討の方向性について

建設業法の概要 (昭和24年5月24日公布)

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県に営業所を設置)

28業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可
(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

建設業法の改正経緯等

建設業法等主要改正経緯

<建設業法制定以前>

終戦直後の土建景気と急速な景気後退により、急増した建設業者による競争が激化し、不正工事や契約の片務性等が社会問題化

昭和24年 建設業法制定

- ・ 建設業者の登録制度の創設
- ・ 主任技術者の設置義務
- ・ 書面契約など請負契約の適正化

～適用対象の拡大及び監督権限の強化等を経て～

昭和46年

- ・ 許可制度に改正
- ・ 28業種区分に見直し

昭和62年

- ・ 指定建設業監理技術者資格者証の導入

平成6年

※一般競争入札の導入(平成6年)

- ・ 欠格要件の強化
- ・ 経営事項審査制度の義務化
- ・ 監理技術者資格者証への拡大、監理技術者講習の義務付け

平成12年 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律制定

平成15年

※公益法人改革

- ・ 監理技術者講習及び経営状況分析機関の実施機関の改正

平成17年 公共工事の品質確保の促進に関する法律制定

平成18年

※構造計算書偽装事件(平成17年)

- ・ 一括下請負の禁止の民間工事への拡大
- ・ 監理技術者資格者証・講習制度の拡大

建設業法に関する主な指摘等

建設産業戦略会議

<建設産業の再生と発展のための方策2011（平成23年6月23日建設産業戦略会議）>

- 技術者データベースの整備と業種区分の点検
- 暴力団排除条項等の整備（欠格要件の強化）
- 申請者等の負担軽減と閲覧制度の在り方の検討

事業仕分け

- 監理技術者資格者証の廃止
- 義務としての講習の廃止

規制改革要望

- 閲覧制度の見直し（個人情報保護）等

暴力団対策WT

<企業活動からの暴力団排除の取組について>（平成22年12月9日 犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策に関するWT）>

- 業の主体からの暴力団等の排除

事件・事故等

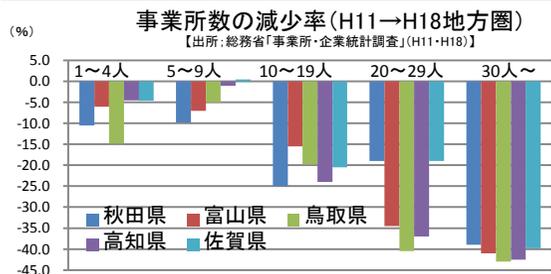
- ハウスメーカー倒産問題（平成20年）
- 悪質リフォーム問題（平成17年～） 等

地域維持型契約方式の活用に向けて

現状と課題

- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等（地域維持事業）を担う能力のある地域建設企業が減少
→地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要

中核となる建設企業の大規模減、小規模化・零細化



地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



不調・不落の増加（除雪）【北陸4県・市町村】（H19）119件、（H20）183件、（H21）186件

出所：国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」（平成23年1月）及び北陸地方整備局調べ

対応の方向性

- ① 地域維持事業に係る経費の積算において、実態に即し適切に費用計上
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合に契約方式を工夫
（例：一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業（地域維持型の建設共同企業体等）との契約等）
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う

（例1）＜降雪期：除雪＞
（例2）＜道路巡回＞
（例3）＜A区間の除草＞

＜その他期間：業務なし＞
＜河川巡視＞
＜B区間の除草＞

＜他業務との一括契約＞
＜道路巡回・河川巡視の一括契約＞
＜A区間・B区間を通じた一括契約＞

（人・機械を有効活用、効率化）

（複数年）契約

地域維持事業の実施を目的とした
新タイプの建設共同企業体

主な論点

- ①地域維持事業の種類・規模、②JVの構成員数、③JVの構成員の組合せ、④技術者要件のあり方など、地域維持型建設共同企業体のあり方について議論を行う。

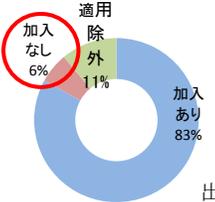
保険未加入企業の存在

- 建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
- 適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

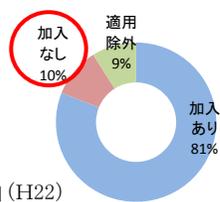
企業単位

○経営事項審査受審企業（約16万社）

<雇用保険>



<健康保険・厚生年金保険>



出所:「経営事項審査」(H22)

約1割が未加入

労働者単位

○建設業全体

- ・雇用保険:61.0%
- ・厚生年金保険:61.9%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

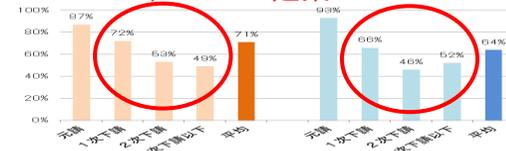
(出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21))

約4割が未加入

○公共事業の現場労働者

<雇用保険・健康保険・厚生年金保険>

- ・土木71%
- ・建築64%



出所:国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

下請企業の加入割合が低い

主な対策

1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

○元請企業による下請指導←行政によるチェック

- 元請企業による下請指導責任の明確化
- 下請企業の保険加入状況のチェック、指導

3. 下請企業における徹底方策

○下請企業による保険加入の徹底

- 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
- 労働者単位の加入状況の効率的なチェック

主な検討事項

- * 確認対象(企業単位、労働者単位)、確認書類
- * 未加入の場合の対応
- * 経営事項審査の取扱(減点幅の拡大)

- * 下請企業の保険加入確認方法(施工体制台帳、作業員名簿等)
- * 保険未加入企業に対する具体的な指導内容
- * 指導状況に関する行政のチェック方法

- * 再下請企業の保険加入徹底の方法
- * 労働者単位の保険加入状況を効率的に確認するための方法
- * 会員以外の企業も含めた幅広い周知・啓発方法

スケジュール

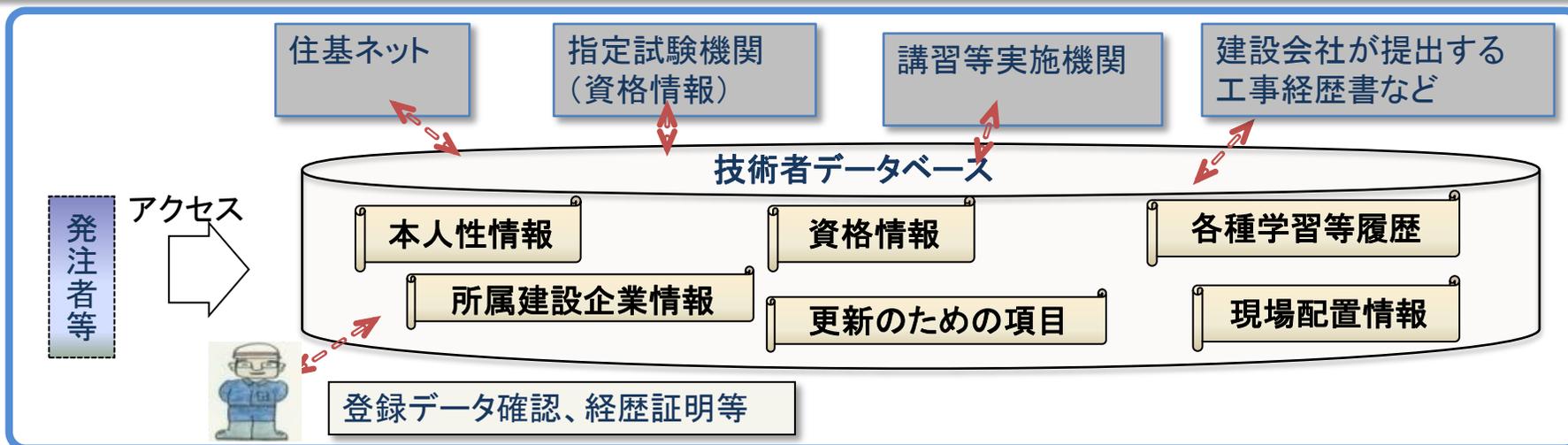
【平成23年度】対策の具体的内容の検討

- 小委員会の検討状況にあわせ、業界団体、労働者団体等が参加する実務的検討会を開催し、各関係者の具体的取組みを調整

【平成24年度】制度改正・施行

- 平成24年4月を目途に制度改正(政省令・告示改正等)
- 周知・啓発の後、早ければ平成24年夏に施行

- 建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」又は「監理技術者」(下請契約を行う場合の請負代金額が一定以上の場合)を配置しなければならない。
- 必要な資格、実務経験等を有するこれらの技術者を工事現場に置くとともに、特に適正な施工が強く求められる公共性のある施設、多数の者が利用する施設等にかかる一定規模以上の工事において、専任を求めることで、建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護を図っている。
- 技術者の技術力の維持・向上、不良不適格業者の排除、適正な施工の確保の観点から、現場に配置される技術者のデータベースを整備し、資格等の確認及び専任の確認等のあり方について検討する。



主な検討事項

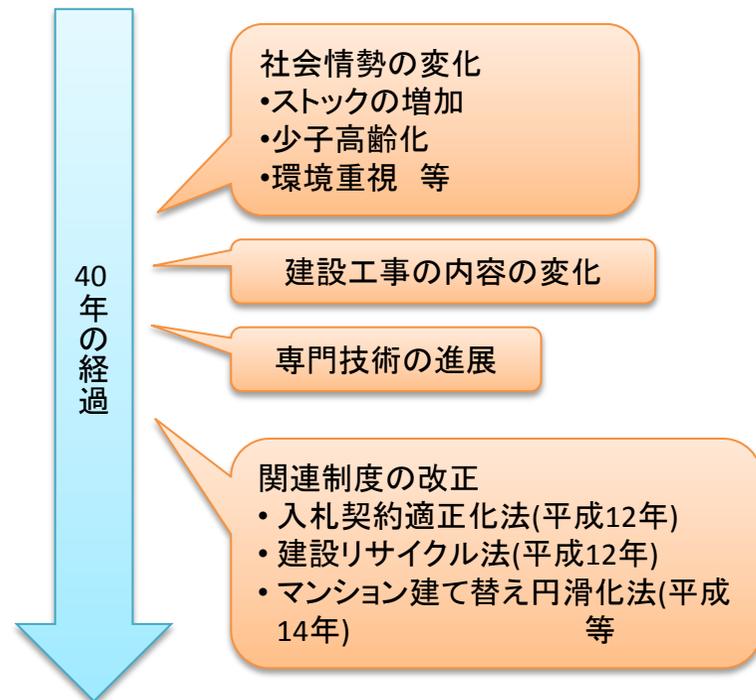
- 登録する対象者の範囲
- 資格等の登録情報
- 現場配置情報の収集のしくみ、対象とする技術者の範囲
- 技術力の維持向上のあり方(更新要件の設定)
- 透明性向上(将来の建設業のあり方も踏まえた情報提供のあり方)

業種区分(業種別許可制度)の点検について

- 建設工事は、特性の異なる多種多様な専門的技術の組合せにより行われているため、対応した資格等を有する技術者が施工にあたる必要から、業種別許可制度が採用されている。
- 現在の業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、昭和46年に設定されたもので、土木・建築の2つの一式工事業と26の専門工事業が法律で位置づけられている。
- 建設業を取り巻く社会情勢の変化、建設工事の内容の変化、専門技術の進展、関連制度の改正等を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要となっている。

28業種区分の設定

昭和46年(1971年)



実態との乖離?

多様な視点による点検が必要

平成23年(2011年)

点検の視点(技術者制度検討会とりまとめ(H23.6.28))

基本的な視点

- 当該工事に必要な技術の専門性(他業種との差別化の状況)
- 当該工事に必要な技術の補完性(他業種との共通性)

外形的なデータからの視点

- 業種別の(若しくは予想される)許可業者数、完成工事量またはその動向
- 業種別の(若しくは予想される)他業種の許可との重複状況

その他に考慮すべき視点

- 当該工事の施行場所、施工時期(工程)の共通性
- 元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証
- 当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態
- 民間発注者、場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方
- 関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況
- 関連業界の実態